

▼奥多摩消防署 からお知らせ▲

☆防災安全功労者に
対する表彰



奥多摩防火防災協会会長の森田泰宏氏に対し、令和2年度防災安全功労受賞者の表彰が決定されました。森田会長は、平成24年4月から奥多摩防火防災協会の副会長、平成30年4月から会長として、会の運営と発展に尽力し、奥多摩町の安全と安心のため、精力的な広報活動を推進するなど会の発展に貢献し、その功績が評価されたものです。10月7日、奥多摩消防署長（飯田隆署長）から、表彰状の伝達を奥多摩消防署にて実施しました。

▼青梅警察署 からお知らせ▲

☆令和2年青梅警察署管内
の特殊詐欺被害

（10月11日現在）

- 特殊詐欺の被害
10件 約199.9万円
- 金融機関などによる詐欺被害の未然防止
4件 120万円

※りそな銀行東青梅支店勤務の行員が、息子を装った詐欺犯人によるオレオレ詐欺被害を未然に防止しました。

☆ガイダンスによる詐欺の予兆電話がかかってきます！

青梅警察署管内において、「給付金が出ますので、ガイダンスに従ってボタンを押してください」という電話がかかっています。

電話のガイダンスに従って数字を入力していくと、あなたの資産状況や口座の暗証番号などの大切な情報が、詐欺犯人グループに知

られてしまう恐れがあります。

このような電話による詐欺被害を防ぐためには、『自宅の電話機を留守番電話に設定して、犯人との会話を避ける』『迷惑防止機能付電話を導入して、防犯対策を実施する』『不審な電話に出てしまった場合は、一旦電話を切り、必ず誰かに相談をする』などの対策を実施してください。

電話口で犯人に資産状況を教えてしまった場合は、すぐに警察に連絡してください！

※問い合わせは、青梅警察署防犯係 ☎22・01110 内線2612

【都税について】

☆11月は個人事業税

第2期分の納期です

11月30日（月）までにお納めください。口座振替、金融機関・郵便局のペイジー対応のATM、イン

ターネットバンキングやモバイルバンキング、パソコン・スマートフォンなどからクレジットカードでも納付できます。

さらに、6月よりスマートフォン決済アプリでも納付できるようになりましたので、ぜひご利用ください。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方は、申請により1年間納税が猶予される制度があります。

また、省エネ促進税制に係る減免の申請も受付けています。詳細は、主税局ホームページまたは左記にお問い合わせください。

※問い合わせは、八王子都税事務所個人事業税班（課税について）
☎042（644）1114

八王子都税事務所徴収管理班（納税について）
☎042（644）1122

☆法人二税の申告書などの事前送付物を変更します
令和3年10月以降の申告

書等事前送付物（プレブリント申告書）から、東京都にeLTAXの利用届出を提出している事業者に対し、申告書などの同封を取りやめます。

なお、納付書（法人二税）については税率表などを含む）については、従前通り送付します。

※問い合わせは、（法人二税）八王子都税事務所法人事業税班（申告書などの事前送付物について）
☎042（644）1115

eLTAXヘルプデスク（電子申告利用の手続について）
☎0570・081459

【東京しごとセンター多摩】

様々な就業支援セミナーなど実施しています。

詳細はQRコードを参照ください。



※問い合わせは、観光産業課 ☎83・2295